

原告・フリーランス編集 I より

主に 2 点をお伝えしたいと思います。

1 点目は、今回の判決内容は、出版の制作実態の現場をまったく理解していないものだという事です。

出版業界において、フリーランス編集者や編集プロダクションに対して、表紙デザインを抜かした「制作一式」を丸投げすることがよくあります。しかも、具体的なメールのやり取りも残っているうえ、私の外注者である本文ライター、マンガ制作のシナリオライターとマンガ家、そして本文デザイナーに直接連絡を取っていたのは私のみで、版元の担当デスクは連絡すら取っていません。

このことが地裁では認められ、「3 条書面はなかったが、実質的にはフリーランスの I が制作一式を任されていた」という判断が下りました。ですから、高裁では、残る争点であった、著者の意向を聞いていなかったと判断されたこと等で「制作陣の解雇は違法とまではいえない」という点について、事実ベースで反論するだけ、の状況でした。

しかし、高裁では、この制作一式を丸投げしたというわけではない、という、地裁の前提を覆す判断が下りました。3 条書面を出さなかったのは出版社であるにもかかわらず、そして実質的には私しか制作陣に連絡を取っていなかったにもかかわらず、これが「制作一式」の発注ではなかったとされたのは、絶望しました。

2 点目は、契約解除や作り直しが違法とされるには、あまりにもハードルが高いということです。

今回、私たち制作陣に対して、マンガの作り直しを指示したことと、制作陣の解除を要求したのは、出版社側によれば、本件の著者である斎藤幸平氏の意向ということでした。これは、制作期間中は私たちに明かされず、裁判になって初めて出版社から明かされました。

そこで、私たちが著者の指示に従っていたことを、当時のメールや成果物を出したうえで、主張しました。著者からは、制作の途中で「マルクスを説明するメンターを男性キャラではなく女性キャラに変えてくれ」という指示が入ったのですが、これも指示を聞き、メンターは女性に変えていました。私たちは著者から出されたキャラクター変更案やシナリオ変更案に対して、逐一对応していました。これが高裁判決では、一切考慮されませんでした。

さらに、2021 年 5 月に私たちが最初に出したマンガのシナリオ案はキャンプ場を舞台にしたものだったのですが、著者から「またキャンプ場もゴルフ場よりはマシですが、キャンプ場もまたいろいろな形で自然破壊につながり、SUV などの消費文化とも結びついているので、やや扱いにくいです。」(2021 年 5 月 31 日) と、メールでシナリオ案が却下されました。しかし、制作陣を変えて 2022 年 1 月末に刊行されたマンガは、キャンプ場が舞台になっていました。

私たちからすれば、「これであれば、私たちが最初に出したシナリオ案をベースにして、

修正していけばよかったのではないか？」「なぜ、一切の断りなく、そして自ら却下したマンガの舞台設定案を使っているのか？」という思いです。

その答えは、裁判を通して、明らかにされませんでした。事実を明らかにするため、私たちは、公正取引委員会が、宝島社に調査に入った直後に同社を辞めた担当デスクのM氏と、著者の連絡窓口になっていた K 氏を法廷に呼んで証言してもらおうとしましたが、それらは叶いませんでした。この点は大変残念であり、また不可解でもあります。

以上です。

私からいえるのは、コンプラや法を守らないような出版社とは取引をしないほうがいい、ということに尽きます。